

体験活動関係資料集

平成24年3月5日(月)

第7回 青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会

「青少年」の定義について

「青少年」の定義は必ずしも一様ではないが、
「子ども・若者ビジョン」においては概ね30歳未満の者を対象としている。

○ 子ども・若者ビジョン(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)〈抄〉

用語(注) 子ども・若者等

子ども:乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者:思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年:乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※学童期は、小学生の者

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

○ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年6月18日法律第79号)〈抄〉

(定義)

第二条 この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。

「体験活動」等の定義について

○ 広辞苑

「体験」：自分が身を以て経験すること。また、その経験。

○ 次代を担う自立した青少年の育成に向けて(答申) (平成19年1月30日 中央教育審議会) <抄>

「体験活動」：体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験を指して用いている。

「体験」：経験のうち、経験する者の能動性や経験の内容の具体性に着目して、能動的な経験や具体的な経験を指して用いている。

○ 体験活動事例集－豊かな体験活動の推進のために－(文部科学省初等中等教育局 平成14年10月) <抄>

1 「体験活動」のとらえ方

「体験活動」とは、文字どおり、自分の身体を通して実地に経験する活動のことである。人は、いろいろな感覚器官を通して、外界の事物・事象に働きかけ、学んでいく。具体的には、見る(視覚)、聞く(聴覚)、味わう(味覚)、嗅ぐ(嗅覚)、触れる(触覚)といったいろいろな感覚を働かせて、あるいは組み合わせ、外界の事物や事象に働きかけ、学んでいく。このように、子どもたちが身体全体で対象に働きかけかかわっていく活動をここでは「体験活動」ととらえている。体験活動には、自分自身が対象となる実物に実際に関わっていく「直接体験」のほか、写真やテレビなどの媒体を介して感覚的に学びとる「間接体験」、さらに模型やシミュレーションなどを通して学ぶ「疑似体験」があるが、今日、とりわけ「直接体験」をどのように豊かにしていくかということが大きな課題となっている。本資料において「体験活動」という場合、特記しない限り「直接体験」を指している。

○ 沖縄振興特別措置法(平成14年3月 法律第14号)

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五 環境保全型自然体験活動 その参加者が、地域の自然環境について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該地域の自然環境の保全に配慮しつつ当該地域の自然と触れ合い、これに対する理解を深めるための活動をいう。

○ 阿蘇市自然体験活動の推進に関する条例(平成23年12月 阿蘇市条例第26号)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 自然体験活動 自然の中で自然を利用して行う各種活動であり、キャンプ、ハイキングといった野外活動、動植物の観察や星の観測といった自然・環境学習活動、自然物を使った工作や自然の中での音楽会といった文化・芸術活動、一次産業体験(農作業体験等)などを含んだ総合的な活動である。

学校における体験活動の実施状況①

小学校では自然に親しむ体験活動、中学校では第三次産業に関わる職場体験等の体験活動、高等学校では第一次産業に関わる職場体験等の体験活動が比較的多く行われている。

○体験活動の内容(平成20年度調

(47都道府県の延べ564校への抽出調査)

※数字は単位時間

| 活動内容 | 活動内容の例 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|------------------------------------------|----------------------------------------------|------|------|------|
| ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動 | ・町内や海岸の清掃、地域環境整備・美化活動、社会福祉施設の訪問、その他のボランティア活動 | 3.0 | 3.1 | 2.3 |
| 自然に親しむ体験活動 | ・農漁村での同植物の観察 ・田んぼでの泥んこ遊び、磯遊び、魚釣り | 12.1 | 4.4 | 2.5 |
| 第一次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動 | ・田植え ・地引網 | 8.1 | 2.1 | 13.1 |
| 第二次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動 | ・農産物や魚類の加工工場等での職場体験 | 0.7 | 3.2 | 12.1 |
| 第三次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動 | ・農漁村の市場、民宿等での職場体験 | 0.9 | 13.3 | 11.4 |
| 文化や芸術に親しむ体験活動 | ・農漁村に伝わる伝統文化活動への鑑賞や参加 | 4.5 | 4.0 | 6.2 |
| 交流に関わる体験活動 | ・農漁村における学校や地域の高齢者、幼児等との交流 | 4.8 | 2.2 | 2.7 |
| その他の体験活動 | | 2.8 | 3.0 | 7.0 |
| 計 | | 36.9 | 35.3 | 57.3 |

1日5単位時間とした場合の実施日数

7.4

7.1

11.5

学校における体験活動の実施状況②

○体験活動実施時間数の推移

※数字は単位時間

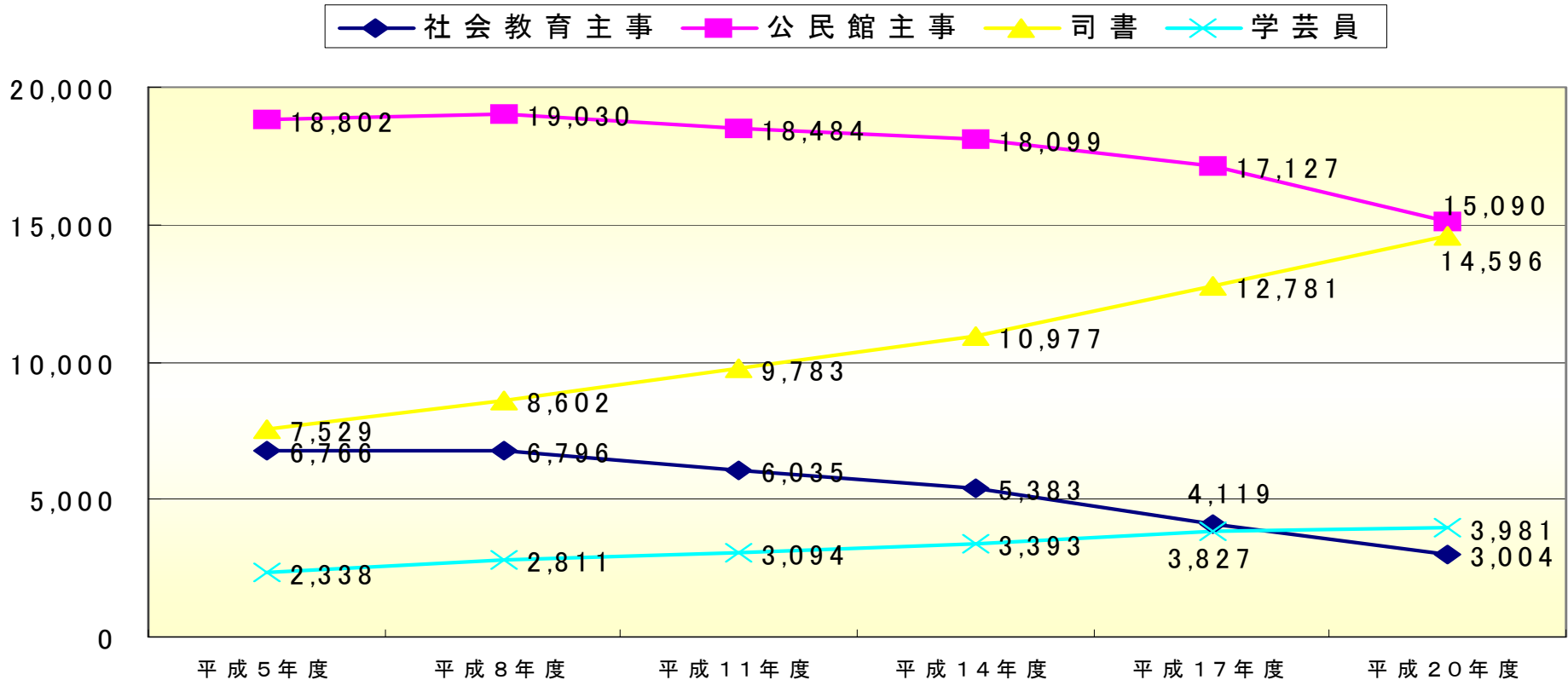
| | 平成12年度 | 平成14年度 | 平成16年度 | 平成18年度 | 平成20年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 30.7 | 46.0 | 39.3 | 41.0 | 36.9 |
| 中学校 | 25.8 | 32.0 | 30.0 | 35.9 | 35.3 |
| 高等学校 | 22.4 | 34.5 | 40.7 | 39.2 | 57.3 |

注1) 小学校は45分を1単位時間、中学校及び高等学校は50分を1単位時間に換算

注2) 小学校においては5年生、中学校・高等学校においては2年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均

(文部科学省調べ)

社会教育関係職員の人数の推移



- 社会教育主事：都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。
- 公民館主事：公民館活動を展開する上で必要な専門的知識、技術、経験を有する者として、館長の命を受け、事業を実施する。
- 司書：図書館に置かれる専門的職員。
- 学芸員：「博物館法」に定められた博物館に置かれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業を行う。

国立青少年教育施設における教員免許更新講習認定数

(人)

| 施設名 | 平成20年度 | | | 平成21年度 | | | 平成22年度 | | | 合計 | | |
|-------------------|--------|----|-------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|-------|-----|-------|
| | 単独 | 連携 | 合計 | 単独 | 連携 | 合計 | 単独 | 連携 | 合計 | 単独 | 連携 | 合計 |
| オリンピック記念青少年総合センター | 139 | 0 | 139 | 44 | 0 | 44 | 34 | 0 | 34 | 217 | 0 | 217 |
| 大雪青少年交流の家 | 0 | 0 | 0 | 24 | 0 | 24 | 23 | 0 | 23 | 47 | 0 | 47 |
| 岩手山青少年交流の家 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | 0 | 9 | 9 | 0 | 15 | 15 |
| 磐梯青少年交流の家 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 6 |
| 赤城青少年交流の家 | 0 | 0 | 0 | 21 | 0 | 21 | 0 | 0 | 0 | 21 | 0 | 21 |
| 能登青少年交流の家 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 | 29 | 29 | 4 | 29 | 33 |
| 乗鞍青少年交流の家 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中央青少年交流の家 | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 11 | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 11 |
| 淡路青少年交流の家 | 131 | 0 | 131 | 11 | 0 | 11 | 0 | 0 | 0 | 142 | 0 | 142 |
| 三瓶青少年交流の家 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 10 | 36 | 0 | 36 | 46 | 0 | 46 |
| 江田島青少年交流の家 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 10 | 31 | 0 | 31 | 41 | 0 | 41 |
| 大洲青少年交流の家 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 68 | 0 | 68 | 68 | 0 | 68 |
| 阿蘇青少年交流の家 | 64 | 0 | 64 | 0 | 10 | 10 | 0 | 30 | 30 | 64 | 40 | 104 |
| 沖縄青少年交流の家 | 18 | 0 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 0 | 18 |
| 日高青少年自然の家 | 184 | 0 | 184 | 25 | 0 | 25 | 20 | 0 | 20 | 229 | 0 | 229 |
| 花山青少年自然の家 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 51 | 51 | 0 | 51 | 51 |
| 那須甲子青少年自然の家 | 0 | 2 | 2 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 5 |
| 信州高遠青少年自然の家 | 136 | 0 | 136 | 24 | 0 | 24 | 0 | 0 | 0 | 160 | 0 | 160 |
| 妙高青少年自然の家 | 35 | 0 | 35 | 16 | 0 | 16 | 0 | 0 | 0 | 51 | 0 | 51 |
| 立山青少年自然の家 | 107 | 0 | 107 | 0 | 31 | 31 | 0 | 0 | 0 | 107 | 31 | 138 |
| 若狭湾青少年自然の家 | 68 | 0 | 68 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 68 | 0 | 68 |
| 曾爾青少年自然の家 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 | 25 |
| 吉備青少年自然の家 | 39 | 0 | 39 | 20 | 0 | 20 | 34 | 0 | 34 | 93 | 0 | 93 |
| 山口徳地青少年自然の家 | 0 | 0 | 0 | 0 | 50 | 50 | 0 | 84 | 84 | 0 | 134 | 134 |
| 室戸青少年自然の家 | 46 | 0 | 46 | 16 | 0 | 16 | 0 | 0 | 0 | 62 | 0 | 62 |
| 夜須高原青少年自然の家 | 0 | 0 | 0 | 27 | 0 | 27 | 0 | 0 | 0 | 27 | 0 | 27 |
| 諫早青少年自然の家 | 41 | 0 | 41 | 13 | 80 | 93 | 0 | 86 | 86 | 54 | 166 | 220 |
| 大隅青少年自然の家 | 100 | 0 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100 | 0 | 100 |
| 合計 | 1,108 | 2 | 1,110 | 285 | 202 | 487 | 246 | 289 | 535 | 1,639 | 493 | 2,132 |

大学の教員養成課程における体験活動の実践例

大学によっては、教員養成課程において様々な体験活動を取り入れ、大きな成果を上げている。

○ 島根大学教育学部 附属教育支援センター「1000時間体験学修」プログラム

・ 島根大学教育学部は、平成16年4月から、教員養成学部としての理論的学習に加え、「多様な体験活動を通じてこそ、高度な教育実践力を培える」との観点から、「1000時間体験学修」プログラムを必修として導入している。

・ 平成19年には、島根大学と国立三瓶青少年交流の家とで、教員養成課程における体験活動の在り方について、共同調査研究を実施。

・ 共同調査研究では「社会性」「人間関係力」「指導力」「企画力」「子ども理解」の5項目について、参加した学生を対象にアンケート調査を実施。特に国立三瓶青少年交流の家の事業に継続して参加した学生については「企画力」「人間関係力」の2つの項目について、高い効果が認められた。

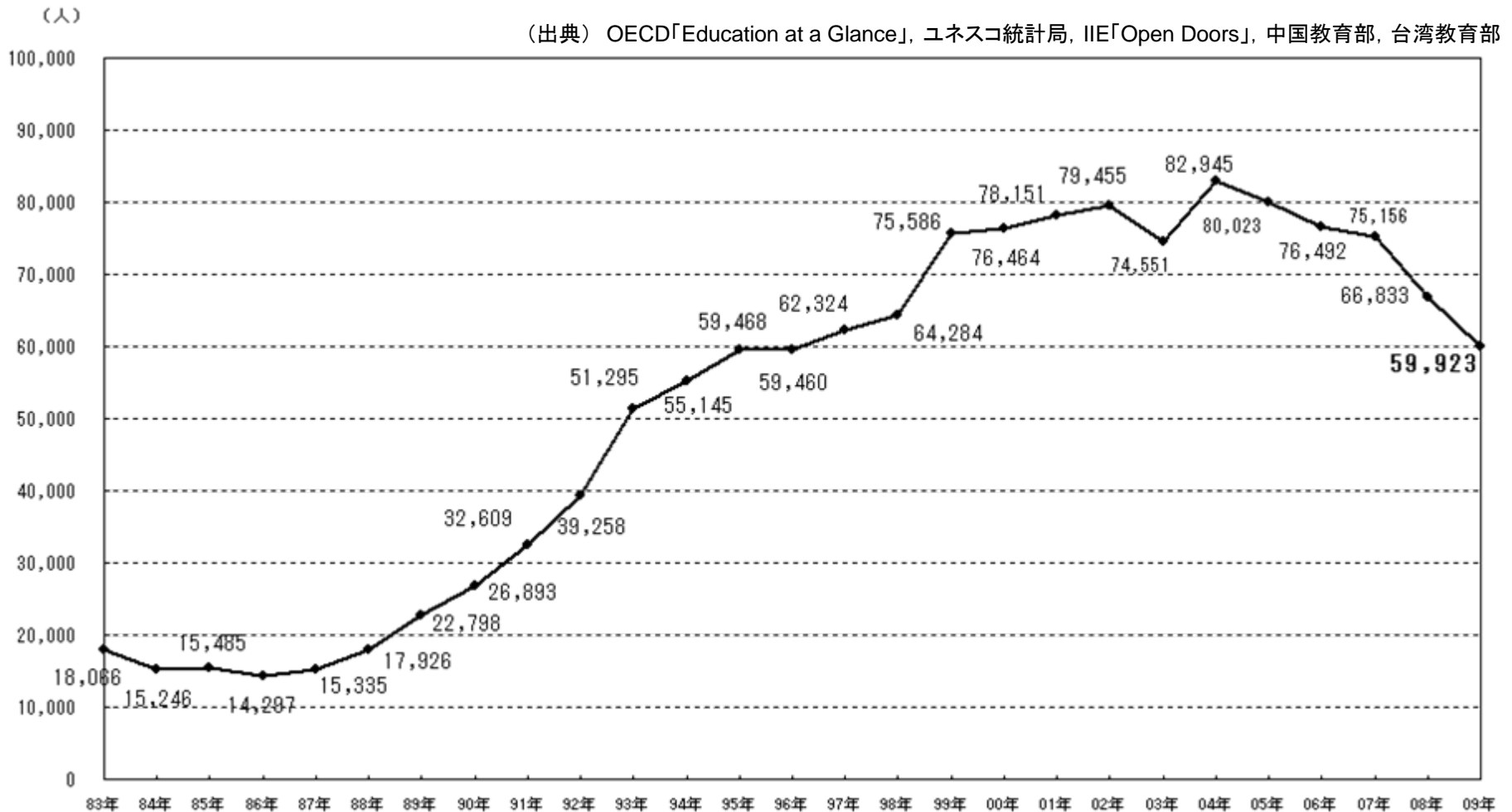
<1000時間体験プログラムの概要> ※島根大学教育学部附属教育支援センターHPより

| <基礎体験> 470時間 | <学校教育体験> 380時間 | <臨床・カウンセリング体験> 150時間 |
|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------|
| <一年生必修60時間> 入門期セミナーⅠ・Ⅱ <選択410時間> 基礎体験領域中心に310時間 | <一年生必修50時間> 学校教育実践研究Ⅰ | 2年生から開始 |
| ・子ども体験活動 ・学校教育外での教育・指導体験 ・指導者としての実践力向上のための体験学修 | ・教育実習体験 ・特別支援教育体験 ・教育活動を中心に直接的指導 | ・カウンセリング実習 ・特別支援教育体験 ・不登校児等指導体験 |

日本人の海外留学状況

日本人の海外留学者数は近年減少傾向にあり、平成21年度の統計では前年度約10%減

○日本から海外への留学者数の推移

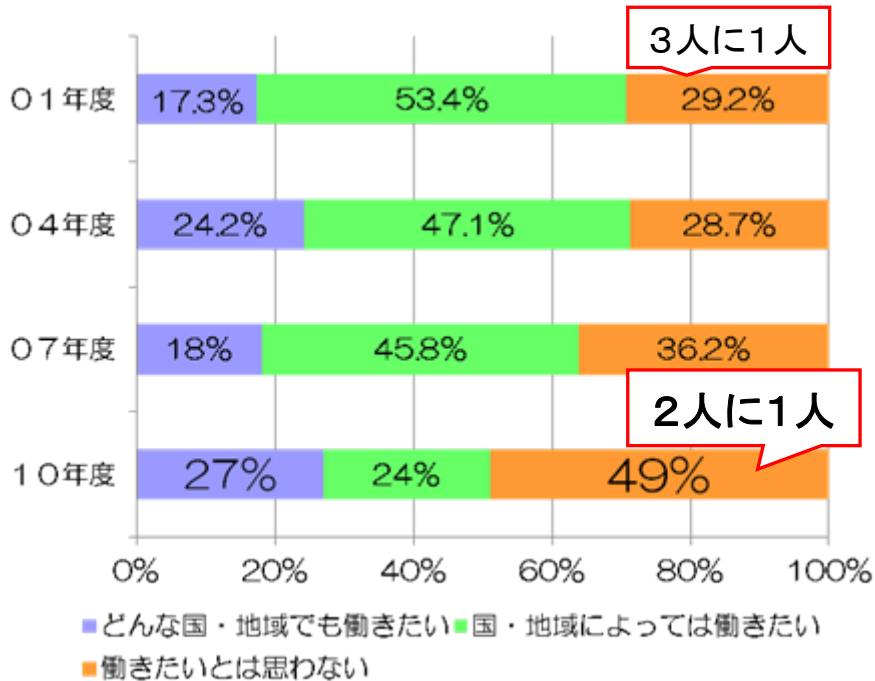


新入社員のグローバル意識について

新入社員の2人に1人は「海外では働きたくない」と考えている。また、20代—30代の海外に対する受容性については、新興国や発展途上国での就労を希望する若者の割合は低い。

新入社員のグローバル意識

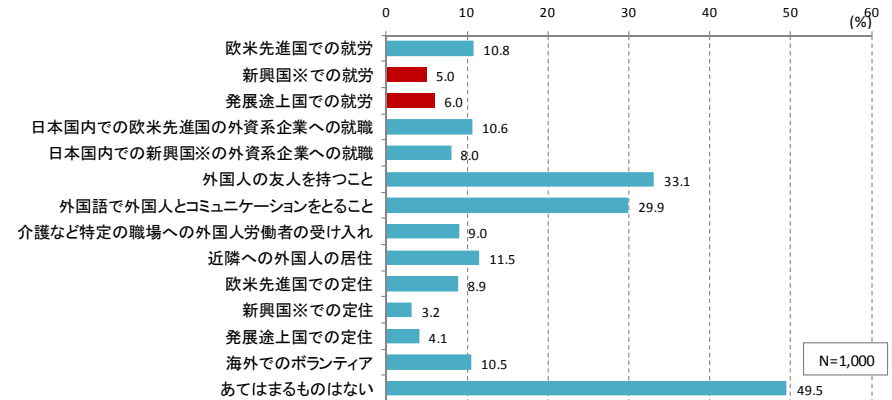
「海外で働きたいと思うか」



出典)学校法人産業能率大学「第4回 新入社員のグローバル意識調査」(2010年7月)

20代—30代の海外に対する受容性

あなたは以下のようなことについて取組みたい(前向きに受け止めたい)気持ちがありますか。次の中からあてはまるものをすべてお知らせください。



出典:野村総合研究所「若者の生活意識に関するアンケート調査」

注)※「新興国」とは、BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)やVISTA(ベトナム、インドネシア、南アフリカ、トルコ、アルゼンチン)等の経済発展している国々

大学の秋入学に関する状況

東京大学における秋季入学導入の検討に関する「中間まとめ」では、「ギャップターム」中の体験活動等の推進の必要性を指摘

○東京大学 入学時期の在り方に関する懇談会中間まとめ(平成24年1月20日)

< 「中間まとめ」中の、体験活動に関する記述の概要 >

秋入学への移行に伴い、4月から約半年間の「ギャップターム」を導入し、同期間中に、知的な冒険・挑戦をする体験活動や様々な社会体験活動を行う。

質の高い体験を積むことができるよう、当事者の発達段階を踏まえた直接・間接の支援を行うこと、オリエンテーション等を通じた指導を行うことが必要。

入学予定者への支援・指導に当たっては、複数の大学や産業界等との連携協力の下、各種体験活動プログラムの開発や認証、情報収集・提供を行う非営利団体(「体験活動推進機構」(仮称))を設けて対応する体制を整備することも一策。

< 「中間まとめ」中の、ギャップターム活動の具体例 >

1. 知的な冒険・挑戦をする : 研究室体験プログラム、フィールドワーク体験プログラム(極地や天文台での活動・遺跡発掘等)、言語・異文化学習プログラム(語学留学・TOEFL等受検等)
2. 社会体験を通じて視野を広げる : ボランティアなど社会貢献活動、国際交流体験、インターンシップなど勤労体験活動、ホームステイ活動
3. 大学での学びに向けた基礎をつくる : 補習プログラム、体力増進・運動プログラム、外国人学生を対象とする日本語・日本文化理解のプログラム